

『横須賀市博物館研究報告』等の電子データ公開に伴う 著作権（財産権）譲渡に関する告知（お願い）

横須賀市自然・人文博物館ではこの度、『横須賀市博物館研究報告』を広く活用していただくため、当館ホームページで電子データ（PDF）を順次公開することとしました。

電子データ公開にあたっては、著作権法により、論文等の著者からその著作権（財産権）の当館への譲渡が必要とされます。

「横須賀市博物館研究報告（自然科学）」では、2010年3月発行の57号以降に掲載された論文等については、「横須賀市博物館研究報告（自然科学）投稿規定」により、横須賀市自然博物館に著作権（財産権）が帰属することとなっていますが、それ以前に掲載された論文や、「横須賀市博物館研究報告（人文科学）」に掲載された論文等の著作権（財産権）は、著者に属していると考えられます。

そこで当館では、当館に著作財産権が属しない論文等について、著者が所有する著作権のうち、電子データ公開を進めるにあたって必要な部分を当館へ譲渡していただくことにいたしました。必要な部分とは、複製権（著作権法第21条）と公衆送信権（同第23条）、およびこれらの権利を学術目的のため第三者に行使させる権利です。

本来ならば著者の方1人1人にご連絡して著作権譲渡のお願いをするべきところですが、連絡すべき人数が莫大であること、また連絡先が不明な方や、亡くなった方もいらっしゃることから、やむを得ず便宜的にこの告知で譲渡をお願いすることにしました。

万が一この件に関して承諾していただけない場合、あるいはご不明な点がありましたら、当館あての文書または電子メールでお知らせください。承諾しないとの連絡を受けた論文等については、公開しない、またはすみやかに公開を中止します。

令和2年（2020年）7月
横須賀市自然・人文博物館
〒238-0016 神奈川県横須賀市深田台 95
E-mail: m-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp